

平成30年度 第9回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第57号 農用地利用集積計画の決定について

議案第58号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第59号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定について

議案第60号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から、平成30年度第9回農業委員会会議を開会いたします。なお、事務局長は市議会本会議に出席のため欠席をいたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 皆さん、こんにちは。今日は第9回の農業委員会会議を開催しましたところ、皆さん全員の出席で委員会ができますことを大変嬉しく思っております。先般、29日、30日と全国農業委員会会長代表者集会がございまして、行ってまいりました。報告を口頭でもなかなかわかりませんので、ここに全て印刷で皆さんにお配りしておりますので、中を見ていただいて、もうすでに見ていただいておりますとは思いますが、いちいちこれを報告しますと時間がかかりますので、また後でゆっくりとご覧になっていただきたいと思います。中部では各町、私とで5名の会長が出席しております。あとは東部と西部ということでございまして、西部も全員ではございません。各町の予算の関係で、秋の会長会議には出席できないところがございしますが、代表者会議でございしますので、5月については全員の会長が出席しております。

それから、今日は中身については3条、5条がございすけれども、わずかでございすが、その後の、その他の項の先般のあっせんのごとでございすが、そこがかなり時間がかかるんでないかと思っております。

そしてまた、来月でございすけれども、1月10日は新年の初めの定例会、その後は新年互礼会ということで、昨年まではシティホテルでやっておりましたが、今年は近くの、ここから歩いていける場所の石井旅館ですることになりましたので、市長も来られますので、皆さん全員が出席していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これから議案に入りますので、よろしく願います。

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。山脇会長、よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございす。私から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございす。本日の議事録署名人は、18番 山本淑恵委員、4番 松本幸男委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 先ほど言いましたように、欠席の委員はございせん。

(4) 連絡・報告事項

議長 続きます、(4) 連絡報告事項でございます。11月の農家相談会は相談がゼロでございました。その他につきまして、事務局、ご報告をお願いいたします。

事務局 平成30年度第9回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項の書類をご覧ください。(以下事務局説明)

議長 報告事項ですので、何か皆さん、質問だけは受けますが、ありませんか。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。審議委員会は転用の関係ですか。別の関係ですか。22日の分。

議長 これは、毎月の定例でございます常設審議会、各市町村から出てきたものを審議して、県にわたすということで。県が承認権を持っておりまして、中身を検討する会です。定例化しております。本当は22日ですけど、土日がある場合は前もってするようになっております。その他、ございませんか。

(5) 議事

議長 ないようでしたら、日程(5) 議事に入らせていただきます。本日の議案について事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、事前にお配りしております議案に基づきまして説明させていただきます。

まず、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり5件、合計7筆の所有権移転の申請が出ております。いずれも許可要件をみたしていると考えております。

続きます、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案4ページのとおり1件の申請が出ておりまして、用途地域内での宅地分譲の申請でございます。

続いて、議案第56号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、6ページのとおり1件の申請がございました。現況が宅地となっているものでございます。

議案第57号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、9ページから43ページまで、100件の利用権設定の申出が出ております。

続いて、議案第58号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてということで、49ページから50ページのとおり2件の申請が出ております。

議案第59号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定についてということで52ページのとおり案を作っておりますので、ご審議をお願いします。

最後に、議案第60号 農用地利用配分計画についてでございますが、議案

の55ページから56ページのとおり1件の協議がございます。よろしくお願
いします。

本日の議案は以上でございます。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 只今、議案について説明がございました。それでは、議案第54号 農地法
第3条の規定による許可申請について、委員の皆さんにお諮りいたします。議
案に対する質疑を求めます。ございませんか。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。議案の中の5番目ですけども、取得しようかという方が
〇〇〇〇〇〇ということで、こちらで誰か農業を、新規取得ということですが、
通うにはちょっと遠いように思うし、何らかの、就農したいという希望がある
んでしょうか。

事務局 只今のご質問にお答えします。〇〇〇〇〇〇の〇〇さんという方が購入され
るんですけども、購入される田んぼのすぐ隣の家を購入されて、こちらに移住
されるものでございます。相続人さんが不在の農地付きの空き家でございまし
て、そちらに、この農地が決め手となって移住を決意されたものでございます。
こちらで農業を始めていきたいということでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので挙手により採決を求めます。異議のない方は挙
手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認されました。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして3ページ、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請に
ついてお諮りします。本件につきましては、本日午前10時30分より、当番
委員であります福井委員、小谷義則推進委員、藤井代理、隅主任と私の5名で
現地の調査に行っておりますので、代表して小谷推進委員より報告をお願いい
たします。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。今、会長がおっしゃいましたように、午前中、5名
で現地調査を行いまして、問題なしとしたところでございます。以上です。

議 長 只今、報告のあったとおり、問題ないということでございましたので、お諮

りいたします。只今の議案につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。

議案第56号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第56号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてをお諮りいたします。この件につきましても、先程のメンバーで現地の調査に行っておりますので、続いて、小谷推進委員より報告をお願いいたします。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。先程の件と同様、この件につきましても問題なしという結論に至っております。以上です。

議 長 それでは、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。

議案第57号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。本日の農用地利用集積計画の決定の案でございますが、該当する委員がございますので、事務局が全体の説明をする前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。11ページ番号6番、7番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、それでは藤井職務代理、よろしくお
願いします。

(議長 交代)

9 番 それでは、3 番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退
席を求めます。

(山脇委員 退席)

9 番 それでは、山脇委員が退席しましたので、11 ページの番号6 番、7 番につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 11 ページ番号6 番でございます。土地の所在は〇〇〇〇〇の1 筆2,155
㎡の賃借権でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号7 番
と合わせまして、合計2 筆3,371 ㎡の賃借権でございます。いずれも農業経
営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしているものと考えます。以
上でございます。

9 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する
質疑を求めます。

(なしの声)

9 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件についま
して、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

9 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定
いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されま
したことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで
議長を会長に交代いたします。

(議長 交代)

議 長 続きますして、9 ページ番号 1 番から 1 0 ページ番号 5 番までは、1 6 番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので、西谷委員の退席を求めます。

(西谷美智雄委員 退席)

議 長 それでは、事務局、説明をしてください。

事務局 9 ページ番号 1 番でございます。○○○○○○他 2 筆の 3 筆 7,5 6 9 m²の賃借権でございます。以下記載のとおりでございますして、その他 1 0 ページ番号 5 番まで、合計いたしまして 1 2 筆 1 6,8 9 1 m²の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、西谷委員の案件について説明がありましたが、皆さんに質疑を求めます。ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認といたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷美智雄委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては、承認されましたことを報告いたします。続きますして、1 1 ページ番号 8 番は 1 7 番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局より説明してください。

事務局 1 1 ページ番号 8 番でございます。○○○○○○○○○○の 2 筆 3,1 5 9 m²の賃借権でございます。以下記載のとおりでございますして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の原田委員についての質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、12ページ番号9番、10番は19番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 12ページ番号9番。〇〇〇〇〇〇の2筆1,970㎡でございます。以下記載のとおりでございます。その他、番号10番と合わせまして、合計で3筆2,819㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 吉村委員の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 では、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されました。ご報告いたします。以上で該当する出席委員の案件については審議が終わりましたので、続きまして、その他の案件について審議を行います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

9 ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は340,025㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9 ページから43 ページまで記載のとおりでございます。

44 ページから47 ページまでは、利用権設定を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長

只今、議案第57号について、事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。11番 鐵本委員。

11番

11番 鐵本です。79番の○○○○○○○○○ですけど、○○○○○○○○○は以前からよくここでも、作物作つとるでなしに雑草作つとるでないかというぐらいで、会長なり事務局からも注意、また、委員からも指導等あったということを知りましたが、現在はまあまあの辺でなつとるのか、どうなのか、ちょっと様子が聞きたいと思ひまして、説明していただけたらと思うんですけど。

議 長

それでは、私から説明させていただきますと、そういう、今、鐵本委員が言われたような、私も大体、倉吉市内全域の農地も見ておひまして、どこどこ悪いなということでその都度電話して、社長に注意を促したりしておひましたけれども、今年4月に、関金支所で○○○○○○○○○の社長に来ていただいて、それから、○○におひます会社の現場監督、主任、そして普及所、それから県の農業振興戦略監も来ていただいて、そして、市の農林課、私も現地に行きまして、県から8名ぐらい来ましたか。中部の農林局とか来ていただきまして、まず、こういう会議室で現況を説明していただいて、ちょうど社長が来ておひるもんですから、私も言いたい放題言わせてもらったんです。

今はきちんきちん早めに種もまいてやっとりますので、今のところは軌道に乗ったかなと。それで、私が一つ提言したのは、もっと鳥取県の中部の普及所と緊密に連絡を取って、指導を受けて作ってくださいよと言ひました。実際作つとるのは素人集団ですから。そのことを言ひましたら、今年の4月の会で普及所も、全面的に協力させていただきますので応援してくださいということで、今のところなんとか作物は作つとるのが現状でございます。以上です。よろしいですか。

11番

はい。きちんとしてもらえばそれなりに、周りが助かることですので、そう思ひて。

議 長

今、なんとか倉吉の中部地区内で、約20町かな。最初17町世話したんですけど、北栄町と倉吉市でやっとります。大体、今のところそういうことで、何とか通常に作物もできてきたなということでございます。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 先般、先月も今月もですけど、貸し借りが30町を越えていますね。やっぱり年末が多いかなと思います。毎月毎月のように新規も増えてきておりますので、特に農業委員の認定農家をしておられる方が結構、契約更新なり新規をされとるようでございますので、これからも頑張ってくださいたいと。荒廃農地にしないように協力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、その他、ないようですので只今の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。

議案第58号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第58号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。本件につきましても、本日午前10時30分より、当番委員であります先程のメンバーで現地の調査に行っておりますので、小谷推進委員より報告をお願いいたします。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。今、会長がおっしゃられたように5名で現地を調査いたしました。セイタカアワダチソウ等々含めまして、多数伸びておりまして、検討した結果、3万円が妥当ではなかろうかという結論に至りましたので報告をいたします。以上です。

議 長 只今、報告がございました。現地に行った5名が、目の前に農地を見ましてびっくりしました。セイタカアワダチソウが全面に生えて、また、大きなカヤも生えて、とても3万円ではできんけど、上限が3万円だから仕方ないなということで、承認したわけでございます。すごいもんでございました。それでは、只今の遊休農地の助成金交付に係る案件につきまして、皆さんにお諮りいたします。質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたします。もう一つ、報告をお願いいたします。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。報告いたします。この土地につきましても、雑草はもちろんのこと、たぶん梨を作っておられたんじゃないかなと思うんですけど、その鉄線みたいなものですね、釘とか鉄線とか残っておりまして、この地に

おきまして3万円じゃ足らんだろうなという感じがしまして、上限であります3万円が妥当と判断しております。以上です。

議長 草がぼうぼうのうえ、まだ、梨棚がそのまま置いてありまして、それを撤去するのも大変だなということで、上限の3万円としたということでございますので。これに対しましてご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成でございますので承認といたします。

議案第59号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定について

議長 議案第59号 倉吉市農作業労働標準賃金の決定についてお諮りいたします。事務局より説明をいたします。

事務局 52ページでございます。平成31年倉吉市農作業労働標準賃金表の案を52ページに記載しております。こちらは今月、12月4日に農作業労働標準賃金検討会を開催いたしまして、出席者は、普及所の普及主幹とJA営農センターのセンター長、農事組合長協議会の会長と副会長、農林課長、農業委員会の会長と会長職務代理、それから、事務局長と私の9名で協議いたしましたところでございます。昨年と変わったところが、52ページの右側に変更前と記載しております。14か所、今回、大幅に変更いたしております。別紙で本日お配りいたしましたけども、税抜き価格で、田植え、代かき、コンバイン、耕耘、一般作業労働賃金と、平成9年からずっと変わってないような状況です。田植えについては平成8年から変更がない。それから、代かきについては、荒かき・植え代と細かい表示はないですけど、平成5年から変更がない。コンバインについては平成9年から変わってない。耕耘について、田の耕耘は平成5年から、畑の耕耘については平成9年から。一般労働賃金については平成8年からずっと変わっていないような状況でございました。平成9年に消費税率が3%から5%に変わった時に、賃金を見直したようです。平成26年に税率が5%から8%に変わっておりますけども、この時は見直しはしてありません。で、20年ぐらいずっと変わってないので、検討会の中でこの度見直してはどうかということで、税抜き価格で500円アップしております。表でいきますと、田植えから薬剤散布までです。税抜き価格で500円アップというような表示になっております。それから、一般作業労働賃金につきましては、6,800円。これは1日あたり8時間で計算しておりますので、時給で言いますと850円。今までが時給800円で、50円アップということになります。それから、畦づくりは54円から60円に変更ということで、検討会の中でこういった見直

しを行いました。以上でございます。

議 長 只今、賃金表につきまして説明がございました。それで、下に書いてありますが、あくまで標準額は消費税込みで表示していますので、8%。ただ、来年の10月から10%になる、その時はまた変更して、受託作業される方は当事者の、相手の方との話し合いで集金してくださいということになりますので。

只今の議案につきまして、皆様のご意見、ございませんか。かなり古い、前から据え置きになっとったみたいでね。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、只今の案件につきましては承認いたします。

議案第60号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第60号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。本日の農用地利用配分計画については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。55ページ番号1番は13番 数馬委員に係る案件でございますので数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局、説明してください。

事務局 利用配分計画案が、市長から協議がありましたので本会の意見を求めるものでございます。55ページになります。利用配分計画各筆明細でございます。新規の配分計画案でございます。権利設定を受ける者は〇〇の〇〇〇。権利の設定をする農用地については〇〇〇〇〇〇〇他の合計で19筆16,807㎡の賃借権の権利設定、配分計画案でございます。以下記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今、数馬委員の案件につきまして説明がございました。皆さんの質疑を受けたいと思います。11番 鐵本委員。

11番 3年間の契約ということで、だいたい1年に8万なにがしのお金を、数馬さんが担い手機構に払って行って借りるという、そういう解釈でいいでしょうか。

議 長 それでは、農林課より担当の方が来ておられますので、中本さん、回答をお願いいたします。

農林課 そのようなことでございます。

議 長 よろしいですか。わかりましたか。その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の數馬委員の案件につきまして、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。事務局、隅主任。お願いします。

事務局 それでは、只今ありましたように、別冊の資料をご覧くださいと思います。表紙の裏面でございます。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書でございます。①〇〇の〇〇〇〇さんの農機具用ハウスということで、届出地・位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。いわゆる2 a未満の農業用施設ということで、許可が要らない、届出で済む案件でございます。以上でございます。

議 長 (2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。

事務局 資料の3ページからでございます。(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。まず、3ページ①。鳥取県の発注する工事に伴う仮設事務所等の敷地として使用するものでございます。続いて、4ページ②。倉吉市が発注します福光川改修工事に伴う仮設道路として、一時転用するものでございます。続いて、5ページ③。こちらは倉吉市下水道課の発注の工事に

伴う仮設道路として、一時転用するものでございます。以上でございます。

議 長 (3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。石賀主幹。

事務局 6 ページでございます。(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。①は相談者 ○○○○。○○○の方でございます。○○○の2筆の売買、賃貸借のあっせんのご依頼がございました。7 ページ②でございます。○○○○さんからの農地のあっせんでございます。賃貸借のご希望でございますので、あっせん委員の選任をよろしくお願ひします。

議 長 只今、あっせんの申し出のあった農地でございますが、①○○さんにつきましては○○地区でございますので、金信委員と小谷推進委員。よろしいですか。そして②、○○、○○になるかいな。林委員と數馬委員、よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、(4) 農地等あっせん活動の状況の報告について。報告をお願いいたしますが、順番に行きますのでよろしくお願ひします。①○○さんの件の件につきまして、あっせん委員2名、西谷委員、山本委員ですが。山本委員ですか。

18番 18番 山本です。この土地は○○さんっていう方が作っておられて、稲を作っておられたんですけど、畦が、大きな畦なんですけど、ここが水が漏るってことで○○さんが言われて、ちょっと危ないんで稲はよう作らんわってことで辞められたみたいです。で、すぐ○○さんがここに出されたみたいで、それで、○○の○○に○○さんっていう新規就農の方がおられて、土地を探されとったんです。○○の○○○、私のところの近くの畑をちょっとお世話しとったんですけども、もう少し足りないってことで、ちょうどこれ出たけどうですかって言ったら、借りるっていうことで、借りていただきました。○○さんっていう方はネギ作っておられるんで畑ばかり今までされとられたみたいで、田んぼは初めてで、共同作業とかあるんですけどっていうことを言ったら、出るけって言われましたんで、お願ひしました。

議 長 ○○から来とる人か。わかりました。ありがとうございました。続いて②、○○。河本委員。

10番 10番 河本です。報告させてもらいます。只今交渉中で90%まともりかけとるところでございます。以上です。

議 長 引き続き100%になるように、よろしく。続きまして③、小谷俊一推進委員。

小谷俊一推進委員 小谷です。この件につきましては、先回の委員会から出ておったわけですが、けれども、今現在、〇〇〇〇さんが作っておられまして、先回言いましたように、まだ契約期間が残っておりますので、その期間が終わった時点ですぐ土地をあっせんするのは難しいわけですから、今から、中間管理機構と、先回、間に入ってもらいまして、いろいろと策を練っておるところでございます。

議 長 引き続きよろしくお願いします。続きまして④の〇〇。鐵本委員。

1 1 番 1 1 番 鐵本です。現在、探している状況です。引き続き探させていただきまします。相談者の〇〇さんが見つかるまで耕耘して草刈るなりの管理できますかって言ったら、トラクターもあるしそのぐらいはできるので、そういうことで保全管理をしていきますということで、話しております。以上です。

議 長 じゃあ、引き続きあっせんをお願いいたします。続きまして⑤、山下委員。

山下推進委員 山下です。この件について報告させていただきます。下の3つ、919㎡、737㎡、1,006㎡につきましては、本日の議案第57号の47番と48番にありました〇〇〇〇さんをお願いしております。上の2つに関しては〇〇〇の方をお願いして承諾を受けておりますので、この件に関しましては、借主が見つかったというご報告をさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。続きまして⑥、谷本委員。

1 番 1 番 谷本です。報告します。〇〇〇〇さんの分ですけど、4筆ございます。4筆の中で一番下の〇〇〇のところは図面には載っておりますけど、現地に行くとほとんど田んぼが見えない。県道の畦畔のほうに入っちゃって、たぶん、誰かの田んぼと吸収して、その方が作っておられるんじゃないかなと思っております。あとの3筆。上の2つについては、前に倉庫が建ってしまっております。その裏に農地が残っている。こういう状態で、最終的には611㎡の1筆ですけども、これは〇〇〇地区内の田の耕作しておられる方、それぞれ声かけているところがございますけれど、残念なことに、売買、賃貸借とか使用貸借とか出ておりますんで、本人さんと、家に行って連絡をとって、電話も再々するんですけどまったく音信不通で連絡が取れないという状況でございまして、どういう条件で本人が言っておられるか全くわからない。今、こういう状況でございます。今日、石賀さんにちょっと相談したところで、本人が来られたんでなしに司法書士が来られて言われたというような内容でございますんで、もうちょっと近所の方等と連絡を取って、どこにおられるか確認をして、明確にしていきたいと思っておりますので。以上でございます。

議 長 続きまして⑦、小谷義則推進委員。

小谷義則推進委員 推進委員の小谷です。谷本委員とも連携を取りながら、紹介はしたんです

けれども、結論的には、残念ながら、只今のところ見つかってないということで市の方に報告してる状況でございます。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、(5) 倉吉市賃借料情報について。石賀主幹。

事務局

10ページでございます。農地法が平成21年に改定になりまして、以前は標準耕作料制度がありましたけれども、こちらが廃止になりまして、現在は農地法第52条に基づく賃借料情報の提供ということが農業委員会の業務としてあります。本日の利用集積計画が承認になりまして、12月17日に告示となりますと、平成30年1月から12月までの公告された賃貸借における平均額なり最高、最低額が10ページ記載のとおりになります。下に参考資料ということで田畑と書いておりますけれども、利用権設定が、田の場合は1,509筆ございました。この内、下になりますが、物納を除く賃貸借が1,069筆ございました。畑は利用権設定がこの1年間に261筆ございまして、物納を除く賃貸借の筆数は、213筆ございました。で、この内、極端に高いものとか低いものを削除させていただきます。データ除外する田は139筆ございました。畑は15筆を除外させていただきます。上の表になりますが、田の場合は、右に書いてありますが、930のデータをもとに集計いたしまして、四捨五入して100円単位ということで、平均額が4,700円、最高額が8,000円、最低額が2,000円でございます。畑につきましては198筆のデータをもとに、平均額が5,000円、最高額が8,000円、最低額が2,000円となっております。下段に書いてある括弧書きは昨年1年間の数値でございます。添付しておりますが、農地の賃貸借料情報の提供の手引きがございまして、平成21年9月に全国農業会議所が作ったものですが、こちらの手引きを基に集計したものでございます。1月の市報、それから、3月の農業委員会だよりに、市民にお知らせする予定でございます。以上でございます。

議長

続きまして、(6) 視察研修(県外・県内)の報告について。金信企画委員長。

14番

14番 金信です。11月15日から16日にかけて、誠農海部株式会社、京丹後市。それから、翌日16日が神戸農業公園。視察ということで、ごく簡単に概要を申し上げたいと思います。誠農海部株式会社。ある意味普通の集落営農の組織化そのものが法人化というようなもので、私の頭の中では株式会社ということがありましたんで、ちょっと違った中身なのかなと思ったところが、そうでもないような気もしましたし、いろいろ見方はあると思いますけど、集落営農が、どちらかという下火になってきてるのではないかと私自身は思っております。そういった意味での、いわゆる、生き残り作戦だったのではないかと思ったところです。それから、神戸農業公園につきましては、興味のある方は施設の方から直接話を聞いてみるのもまた勉強になるんでなかろうかと思ったところです。

それから、12月3日の県内視察につきましては、前段では、ほとんど竹パ

ウダーそのものの話を聞くつもりでおったんですが、そうでない、あまり過去に、これまでに聞いたことのないような角度からの話があったり、あるいは中国に行かれた方の中国事情の話も踏まえて、ある意味これも参考になった点が多かったんでなかろうかと思ったところです。で、今日の資料の中にもございますけど、県内、県外の視察の報告を、本日までということになっておりまして、まだの方は大至急提出していただくようお願いしておきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。では、決算。簡単に。

事務局 11 ページでございます。(以下事務局説明)

議 長 続きまして、(7) 農業者年金の加入推進について。

事務局 毎年恒例になりますけれども、加入推進でチラシとポケットティッシュを加入推進の対象者の方にお配りしております。去年は成果もあったようですので、引き続き今年も、各地区で手分けをして配布をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 引き続き、(8) 農地利用意向調査について。

事務局 12 ページでございます。農地パトロールを7月30日を皮切りに行ったわけですが、これは、再生不可能なB分類の農地は除いておりますが、対象農地の意向調査票を、これも皆さん、代表の方に地区ごとに分けてお渡ししておりますので、調査票をチェックしていただきたいと思ひます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長 続きまして、(9) その他でございますが、農地中間管理事業に係る取組方針について、農地白書(案)について、新年互礼会について。

事務局 (以下事務局説明)

議 長 はい、11番。

11番 11番 鐵本です。5日に農業委員会の研修大会に行きまして、智頭から農地を、実態がないようになってちやっとるものを地目を変えるということで、また、今日今すぐではなくて、そういうことも取り組んでいって、実態に近づけることも考えていく必要があるんでないかということを感じました。

議 長 だんだんとそういうことも出てくるのが現状でございますし、それから、もう一つは、地主が亡くなってあとの子供たちも一切いらないと。相続放棄が出てまいりました。実際、今年も。私は改良区に連絡が入ったんですが、畑と水田を裁判所で決定を受けましたということで、その後どうするかということ

で、今、改良区の中で、小谷推進委員もおるんですけど、久米ヶ原と久米の改良区の水田とかそういうのも出てきております。これからいろいろな課題が出てくると思いますので、それを含めてまたいろいろと将来的には考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。皆さんでその他ございませんか。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。先日の研修大会で、三朝町が、山林になってきたところを、地目変更を町でやったという報告があったんですけど、この地目変更をやる場合は、相続人がはっきりしとったかどうかは説明がなかったからわかりんですけど、相続人の了承が何人かあれば、複数あれば相続人全員の了解が必要だと私は聞いとるんですけど、その辺がはっきりしなかったっちゃうのと、それと、その経費を誰が持ったんかなということですよ。

議長 あの場では質問もできんしな。発表だから。

事務局 地目変更登記は自分でされればお金はかからないと思います。あと、相続人の同意がなくても、一人で地目変更はできます。

11番 相続人の一人から、現況がなってるということですから、誰々が売っちゃうとかでないですから、戸籍謄本付けて出来ます。

10番 1回、そうしようと思ったら、相続権利者の了解がいるって聞きましたんで。

議長 11番 鐵本委員は専門家ですので。プロですので。それでいいですか。

11番 はい。すいません、11番。現況がどうであるかっていうのが大事なんで、俺がここを相続するだせんだっていう意味合いでないの、現状を表すのが地目ですので、相続人の一人から、所有者または一人からでも申請できます。例えば建物が、滅失しとるのを滅失登記しとるのに俺のもんだなんてないものを言っとなんと一緒に、それは誰かが申請すればいい。それと一緒にですよ。

議長 よろしいですか。その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時55分 閉会 —